

敷地内全面禁煙のお願い

当院は建物内・駐車場・玄関を含め病院の敷地内全面を禁煙としております。

たばこが喫煙者及びその受動喫煙者の健康を害し、肺がん等を誘発することから、平成 15 年 5 月に健康増進法第 25 条で病院等の受動喫煙の防止対策を講じるよう義務づけられ、当院では平成 16 年 12 月 1 日の開院から病院建物内での禁煙を実施してきました。

そして患者様をはじめ皆様の健康をサポートするという病院の社会的使命から、平成 21 年 1 月 1 日より病院敷地内全面禁煙とすることにいたしました。

なお、この措置は、患者様のみならず、ご家族及びお見舞いの方々、来院者、病院職員全ての方が対象となっておりますので皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

市立奈良病院